

いわのい 議会だより

発行 岩内町議会
 編集 議会運営委員会
 〒045-8555
 北海道岩内郡岩内町字清住258
 ☎ 0135-62-1011
 FAX 0135-62-3465
 メールアドレス
 iw-gikai.282283@water.ocn.ne.jp



役場3階から望む岩内岳

2011. 2
 No. 111

第4回定例会報告 2P

3会派の議員による一般質問 3P~12P
 商店街振興対策について 他

定例会報告

職員手当等の減額補正 決まる!!

審議した案件

平成二十二年度各会計補正予算等を審議する第四回定例会は、十二月十三日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。

十二月二十日に再開し、各会派の代表である三名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、全議案を原案どおり可決し、十二月二十四日閉会しました。

全議案は原案どおり可決されました。

《予算》

○平成二十二年度一般会計補正予算
職員給料約三百九十四万円、職員手当等約千百三十五万円を減額補正しました。

○平成二十二年度国民健康保険特別会計補正予算

国民健康保険システム改修業務委託料二百四十一万円追加、出産育児一時金二百九十四万円を追加補正しました。

○平成二十二年度介護保険特別会計補正予算

保険事業勘定では職員手当等四十五万円、介護サービス事業勘定では約百三十三万円を減額補正しました。

○平成二十二年度水道事業会計補正予算
水道事故による賠償金約八十七万円を追加補正しました。

○平成二十二年度下水道事業会計補正予算

污水管渠布設工事費一億九千七百万円を追加補正しました。

《条例設定・改正》

○岩内町費職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定

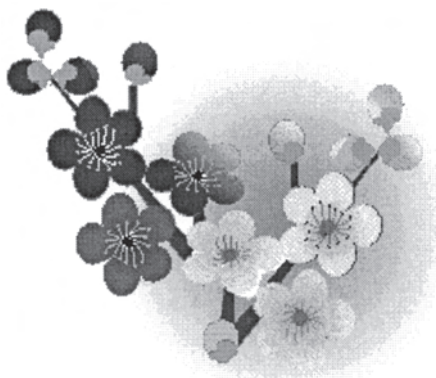
職員の口座振込の方法による給与の支払等について条例を改正しました。

《その他》

○温泉供給料金の減免
社会福祉法人あけぼの福祉会の温泉供給料金の減免をしました。

○訴えの提起

町営住宅使用料の滞納整理を図るため、滞納住宅使用料の債権確定及び支払請求に関する訴えを提起しました。



一般質問 (要約)

12月20日、21日、3名の議員による町政全般にわたる質問が行われました。

川 埜 悠 次 議員 (清和クラブ)

商店街振興対策について

■質問■

名店街のダイエー岩内店撤退など、今までにない大型店の空き店舗問題、空き地問題、駐車場問題などがあり、重要課題が山積しています。

一、この問題に対して、行政としての取組みが必要と考えるが、その対応についてどう考えているか、その認識と見解は。

二、岩内町まちづくり活動支援補助金交付制度要領において、対象事業の中で、空き店舗対策が対象になっておりますが事業の種別や補助金額、期限などの内容の見直しをすべき必要性があると考えますが、その認識と対応について。

三、高齢者を中心に地域の多くの人々が利用しやすい観光客も立ち寄りやすい商店街を実現していくことが、行政としても求められています。そのための基盤整備を含め今後のまちづくりの観点から行政の積極的取組みが必要かと考えるが、その認識と見解について。

四、最近、商店街では店舗の二階にアパートを併設していることが見られますが「まち中居住」をねらいとした新たな店舗形態に対しての行政の取組みについて町長の認識と見解は。

■町長■

一、商店街の店舗数の減少は、町の魅力や集客力、収益の減少へとつながり、また商店街の駐車

場不足や空き地についても、その活用を含め、各商店街や通商会の意見を踏まえながら、町全体で商店街の活性化に向けた協力体制を構築することが不可欠でありますので、空き店舗対策を機軸とした商店街の活性化対策について、より効果的な方策を検討します。

二、まちづくり活動支援補助金は、町内の団体や企業が実施するまちづくり活動を支援する補助制度で、平成二十一年度の制度実施以来、三件の団体に交付しました。

本事業の交付対象には、新規事業など種々の制約があり、今後は利用者の意見や要望を踏まえ、より多くの方々が活用できるよう検討します。

三、商店街は中心市街地に「にぎわい」を創出する場として、まちづくりの観点からも重要であり、いかに高齢者や消費者、観光客等を商店街に誘導できるかが課題であることから、商業者自らが「一店逸品」などの個性づくりや魅力ある商店街づくりを進めることが必要です。

町としては、商店街単体として考えるのではなく、商店街と住宅地との接近性、公共施設との連動性、バス等交通システムのあり方、計画的なインフラ整備、市街地における観光資源の位置づけなど、まちづくり全体の中で、どのように商店街へ人を誘導していくか、総合的に取組みを検討することが必要であると考えています。



四、中心市街地ににぎわいを創出するためには、暮らしやすい生活空間として整備を進め、まち中居住の推進を図ることが重要であると認識しており、若年層から高齢者まで広く商店街と住民とがコミュニケーションを図れるなど、安心できる居住空間が生まれるほか、除雪の対応も容易になるなど、生活面においても利便性の向上が図られ、また商店街の空き店舗対策としても有効であることから、平成十七年に策定した住宅マスタープランとの整合性を考慮しながら、計画的に整備できる環境づくりに配慮します。

■再質問■

この機会に、同様の問題を抱えている全国の自治体の情報を集め、状況

観光振興対策について

の詳しい分析を行い、先進地の取組みの参考例や、有識者の協力を活用しながら、有効な対策に粘り強く取組み、そして、確かな結果を出せるように、行政がリーダーシップをとって努力していかねばならないと思うが、町長の見解は。

■町長■

全国的に少子高齢化や人口の減少による商店街の空洞化が続いている中で、各地において、空き店舗対策への取組みが行われており、町としても、こうした情報の収集に努めます。

空き店舗対策については、各商店街や通り会とも十分に意見交換をし、商店街などが抱えている課題を共有しながら、これまで取組みを行っている商工会議所と、さらに連携を密にすることが必要と思っています。

その上で、空き店舗対策について、より効果的な方策に向けて、検討を進めます。

■質問■

一、観光客の入り込みの推移、及び現在町が取り組んでいる具体的な振興策について。

今後の取組みについての認識と見解について。

二、怒涛まつりについて

てプログラムの変更、創意工夫をしたとありますが、具体的にその効果と今年度の現況と今後の課題と取組みについて。

■町長■

一、観光協会、後志総合振興局等との連携により、情報の発信拠点である道の駅たら丸館を中心に、町内の観光施設や各種イベントの開催状況など最新の情報について、観光ホームページを活用し情報を発信してまいります。

また、マスコットキャラクター「たら丸」のPR活動や、歴史・文化・自然・食など新たな視点を盛り込んだ観光マップ

の作成、札幌圏からのバスツアーの誘致など、観光客の集客を図った結果、本町への観光客の入

り込み数は、平成二十年度の約四十五万九千人から平成二十一年度は約四十六万二千人と三千人増加しました。

今後も、観光客誘致に向けた取組みを実施し、現在の通過方観光から滞在型観光へと移行するよう、岩宇圏、積丹圏、ニセコ圏などと連携した、広域観光ルートの拡充を進めます。

また、観光の振興を図るためには、町全体としての取組みが必要であり、町民と行政が一体となつて情報と目的を共有し、役割を分担しながら、協力して情報を発信し、観光客を迎えることが重要との考えに沿って、町の持っている観光資源を再確認し、広く道内外に発信できる体制の構築に向けて調査・検討を進めます。

二、これまでのまつりの課題を踏まえ、平成二十年度より、大幅な集客効果を図るため「体験参加型の核となるイベント」をテーマに掲げ、老若男女を問わず誰もが手軽に参加できる、「怒涛の長縄跳び選手権」を開催し、町内外から多くの参加があつたところであり、今年度は参加者及び観客を合わせ、延べ三万人の出入と推計し、一定の経済効果へとつながっているものと考えます。

今後も、町民参加型のまつりを基本に、町民自らがイベントを企画し参加できる環境づくりを支援し、魅力あるまつりになるよう配慮します。

■質問■

本定例会冒頭に、町長から町政報告があつた岩内町特別養護老人ホームの、民間への移管についてであります。

一、本町における高齢者と言われる六十五才以上の人員と、介護認定を受けている方々の、要介護度ごとの人数は。

二、他の公営施設と、さまざまな連携と情報交換を行ってきたと思いますが、これらの市町村運営の施設の現状と、最近の動向について。

三、こうした現状の中で、本町における介護サービス事業について、どのような方向性が求められ、中長期的な町の施策としてどう考えていくのか。そのお考えについて町長の認識と見解は。

四、溪仁会以外に、介護サービス事業を営む公益法人が数ある中で、何

社会福祉対策について

故「社会福祉法人溪仁会」という判断に至つたのか、差し支えなければその理由について。

五、民間法人になつた場合、入所者の皆さんの利用料金負担が増加するのか。増加するとした場合、どの程度の負担増になるのか。

■町長■

一、本年七月末現在、六十五才以上の人数は、四千五百十五人で前年度とくらべ二十二人の増加となつております。

四十才以上の介護認定を受けている方は、八百十人であり、要支援一が七十一人、要支援二が八十一人、要介護一が百九十六人、要介護二が百五十人、要介護三が百十八人、要介護四が九十二人、要介護五が百二人となつており、前年度とくらべ、認定者総数で三十五人の増加となつております。

地域の食品関連産業の

振興について

いと考えています。

二、本年七月一日現在の北海道内の施設設置状況は、総数三百十二施設のうち、民営が二百七十四、公営が

四、道内各地で介護サービス事業を展開し、サービス提供の専門的な知識と経験を有する事業者であること。

三十八となっており、公営施設は前年度より五施設減少しております。後志管内の状況は、施設総数十八のうち、民営が十五、公営が三となっておりです。近年の動向は、施設数は毎年増加して

すでに町内において介護老人保健施設及び通所リハビリテーション並びに訪問看護ステーション事業を展開しており、岩宇地域における高齢者の状況等関連した情報の蓄積があること。

三、高齢者人口及び、介護認定者数は、今後も増加することが推測されており、それに伴い、サービス利用者も増加するものと考えられます。

グループ法人として医療法人溪仁会を有しており、岩内協会病院とは医療業務にかかわる連携がなされていることから、施設入所者の医療面におけるセーフティネットが確保されること。

施設介護サービスについては民間の事業者に委ねながら有資格職員である人的資源を最大限活用し、居宅介護サービス及び介護予防事業への対応を図ることにより、町の高齢者福祉施策の充実に一層の力を注いでいきた

老人保健施設と、特別養護老人ホームの運営について、利用者の状態に応じ施設機能を一体的に運用することにより、待機者の解消など、融通性のあるサービス提供が期待されること。

以上四点の理由から、社会福祉法人溪仁会に打診することが最適であると判断したところです。

五、利用者負担金及び、食費・居住費については介護保険法により、要介護度に応じた一定の負担割合及び費用基準額が定められており、施設の運営形態によって利用者負担額が変わることはありません。

ただし、貴重品の保管や金銭出納について、特に依頼した場合には事務経費として応分の負担が生じてくる可能性も想定されています。

一、食クラスター協議体と岩内町のかかわりについて。

二、いわない食品工業研究会の取組みの状況と今後、目指していくものは何か。

三、水産加工業をはじめめとして技術的な支援を充実していくには、サポートセンターの機能を生かすための組織的な位置付けや人員、予算の裏付けについて積極的に進めていくべきであると考ええるが町長の認識と見解は。

一、食クラスター協議体と岩内町のかかわりについて。

二、いわない食品工業研究会の取組みの状況と今後、目指していくものは何か。

三、水産加工業をはじめめとして技術的な支援を充実していくには、サポートセンターの機能を生かすための組織的な位置付けや人員、予算の裏付けについて積極的に進めていくべきであると考ええるが町長の認識と見解は。

地域の食品工業の振興に関する効果的な取組みを図っており、センターが果たしていく役割・機能は今後益々大きくなる

一、食クラスター協議体と岩内町のかかわりについて。

二、いわない食品工業研究会の取組みの状況と今後、目指していくものは何か。

三、水産加工業をはじめめとして技術的な支援を充実していくには、サポートセンターの機能を生かすための組織的な位置付けや人員、予算の裏付けについて積極的に進めていくべきであると考ええるが町長の認識と見解は。

二、本研究会では、視察研修、研修会、交流会、会報の発行等を行っており、今後は、研究会の目的に沿って、地域の農水産物の加工技術の向上や深層水の食品利用等を図るための事業を進め、地域の食品工業の振興に関する実効性を高めたいと考えます。

三、サポートセンターは地場産業への技術支援や深層水の利活用促進等による地域活性化、関連機関・団体との連携によ

二、本研究会では、視察研修、研修会、交流会、会報の発行等を行っており、今後は、研究会の目的に沿って、地域の農水産物の加工技術の向上や深層水の食品利用等を図るための事業を進め、地域の食品工業の振興に関する実効性を高めたいと考えます。

三、サポートセンターは地場産業への技術支援や深層水の利活用促進等による地域活性化、関連機関・団体との連携によ

二、本研究会では、視察研修、研修会、交流会、会報の発行等を行っており、今後は、研究会の目的に沿って、地域の農水産物の加工技術の向上や深層水の食品利用等を図るための事業を進め、地域の食品工業の振興に関する実効性を高めたいと考えます。

大田 勤議員（日本共産党議員団）

国民健康保険税減免制度の

拡充について

■質問■

一、平成二十一年度の
収納率は。

九、制限措置項目の対
象となつた滞納者は。

十七、国民年金額は恒
常的低所得者に入るの
で。

■町長■

一、現年課税分で
八十六・〇四％、滞納繰
越分で七・六六％。

七、原則として窓口
に交付する。

八、百六十五件。

二、加入世帯と滞納世
帯、滞納率は。

十、滞納世帯に対する
差押えの実施状況は。

十八、保護基準以下の
低所得者も減免の対象と
すべきでは。

三、所得階層別収納状
況ではどの階層が多い
か。

十一、差し押さえてい
る場合の項目は。

十九、通院中の被保険
者も減免の対象とすべき
では。

四、前年度と比較した
資格証明書の交付状況
は。

十二、厚生労働省より
の通知は。

五、前年度と比較した
短期保険証の交付数は。

十三、生活扶助、教育
扶助、住宅扶助とは。

六、短期保険証の有効
期限は。

十四、世帯収入が生活
保護基準以下の金額と
は。

七、短期保険証の交付
方法は。

十五、預貯金が保護基
準の三か月以下の金額と
は。

八、窓口留め置き件数
は。

十六、国保加入滞納世
帯の主な要因は。

九、原則として窓口
に交付する。

十八、百六十五件。

十、滞納世帯に対する
差押えの実施状況は。

十九、通院中の被保険
者も減免の対象とすべき
では。

十一、差し押さえてい
る場合の項目は。

二十、生活扶助、教育
扶助、住宅扶助とは。

十二、厚生労働省より
の通知は。

二十一、減免期間の考
え方は。



九・十・十一、この条例

は、平成二十二年度以降

の町税等について著しく

誠実性を欠く滞納者に

適用することとしてお

り、実際の制限は、平成

二十三年六月以降となる

ものであり、現時点では、

各種制限及び差押え等の

行為は、実施していま

せん。

務教育等に必要ものを
扶助すること、住宅扶助
は、住居等のために必要
なものを扶助することと
示されています。

十四・十五、町は、生

活保護の決定機関でない

ことから具体的基準額

については、お示しでき

ませんが、対応する場合

には道とも十分な連絡を

取りながら判断すること

となります。

十六、納付相談等から

推察すれば、個々の世帯

に様々な理由があると思

知につきましては、平成
二十二年九月十五日付け
で受けています。

十三、生活扶助は、日

常生活の需要を満たすた

めに必要なものを扶助す

ること、教育扶助は、義

者と考えられます。

十七、収入金額の面の

みを勘案すれば、低所得

者と考えられます。

十七、収入金額の面の

みを勘案すれば、低所得

者と考えられます。

十七、収入金額の面の

みを勘案すれば、低所得

者と考えられます。

十八、実際の世帯における経済状況を十分に調査したうえで、判断しなければならぬものと考えます。

■再質問■
生活保護基準以下の世帯の一部負担金は、全額公費負担するよう取組むべきでは。

十九、原則として入院の場合と示されておりますが、具体的事例によっては該当させることも可能です。

二十、「公」の扶助を受けている事実と生活困窮との関連性について十分調査し、公正さを失わないよう判断すべきものと考えます。

二十一、現時点において事例はありませんが、案件が生じた場合には、個々の事例により検討します。

二十二、健康保険制度の根幹でありますので、家庭の経済状況などを十分調査することが必要であり、事例によっては、生活保護の適用も検討します。

子宮頸ガンなどワクチン

接種の実施拡大を

■質問■

国の助成による三種の接種助成事業を町としてどのように考えているのか、また、お年寄りへの肺炎球菌ワクチンの接種を、町としてはなお検討課題としましたが、法律上問題があるか。
道は三種ワクチンを適切に対応するとしていますが、町はどのように対応するつもりか。

■町長■

二〇〇九年九月十三日の厚生労働省通知を岩内町として受け入れ取り組むのか。

■町長■
国からの通知については、個々の相談事例がありましたら、通知の考え方も十分に参考にし、慎重に対応します。

国においては、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会における意見書や国際動向、疾病の重篤性に鑑み、子宮頸ガン

特別養護老人ホームの

移管について

■質問■

町政報告で、溪仁会に岩内町特別養護老人ホームの施設の管理・運営の了承を得たとありますが、
一、溪仁会を選んだ理由は。
二、入所待機者数とその解決は。
三、入所者の負担は、特別養護老人ホームとコミュニティ岩内では。
四、入所者の苦情の受け皿はあるか。
五、介護者の人材不足が続き、なかなか改善されない介護労働者の処遇ですが、溪仁会では改善されたか。
六、事業者の姿勢が介護労働者の入所者への対応に反映すると思われるかどうか。

七、社会福祉法人とはいえ、営利を目的とする溪仁会は、町運営とは明確な差があり、入所者にとってはサービスの低下や負担増になるのではないか。

八、町が採用した特養で働く臨時職員にとつては、より厳しい労働条件になるのではないかと。

■町長■

一、道内各地で介護サービス事業を展開し、サービス提供の専門的な知識と経験を有する事業者であること。

すでに町内において介護老人保健施設及び通所リハビリテーション並びに訪問看護ステーション事業を展開しており、岩内地域における高齢者の状況等関連した情報の蓄積があること。

グループ法人として医療法人溪仁会を有しており、岩内協会病院とは医

療にかかわる連携がなされていることから、施設入所者の医療面におけるセーフティネットが確保されること。

老人保健施設と、特別養護老人ホームの運営について、利用者の状態に応じ施設機能を一体的に運用することにより、待機者の解消など、融通性のあるサービス提供が期待されること。

以上四点の理由から、社会福祉法人溪仁会に打診することが最適であると判断したところ です。

二、本年十二月一日現在、入所待機者数は六十二人です。ただし、複数施設に同時に申込事例が多く、実数としては概ね三分の一、二十人程度であると思われる。解決方法は一般的にはベッド数の増床と、シヨートステイを含めたベッドの有効活用が考えられます。

三、介護保険制度で介護老人福祉施設・介護老人保健施設として区分さ

れており、その違いから一概に比較はできません。

ただし、要介護度に応じた一定の負担割合及び費用基準額については、介護保険法により定められています。

四、介護保険法により、苦情処理機関の設置をすることが義務づけられており、対応することとなっています。

五、介護報酬の改定や介護職員処遇改善交付金制度を活用し、各事業者がそれぞれの経営理念に基づき職員の処遇改善に努力されているものと考えます。

六、介護サービス事業者として、常に職員の資質向上をめざし、個々の入所者の状態に合わせた要望にこたえることが、入所者サービスに反映されるものと考えます。

七、利用料金については、介護保険法により要介護度に応じた一定の負

担割合及び、費用基準額が定められています。

ただし、貴重品の保管や金銭出納について、特に依頼した場合には事務経費として応分の負担が生じてくる可能性も想定されます。

八、臨時職員の採用については、労使合意のもとに契約されるものと思われませんが、町としては地元雇用についてご理解をいただきながら要請します。

■再質問■

一、溪仁会の経営状況の特徴は。

二、溪仁会の経営理念について、具体的に。

三、提供するサービス内容の向上が図られると考えているとの答弁ですが、その根拠と具体的な内容は。

四、臨時職員の労働条件を下回ることのないよう話すべきではないか。

■町長■

一、道内において、特別養護老人ホーム・グループホーム及び居宅介護支援事業所など、各種の介護サービス事業を営んでいます。

二、①安心と満足の提供②信頼の確立③プロフェッショナル・マインドの追求④変革の精神以上、四点を掲げていると伺っています。

三、法人の内部において、職員の資質向上のために介護技術や接遇などの広範な研修の充実及び積極性が高いこと。

また、同グループ内に福祉用具専門企業を有しており、介護用品など入所者の状態に応じたサービス提供を迅速に行うことが可能な体制になっています。

四、ご高齢の方を、お世話していく職場でありますので、専門的知識と経験に沿った事業者の視点から判断されるべきものと考えています。

■再々質問■

溪仁会の経営理念と、町が運営している姿勢とどのように異なるか。

■町長■

基本的な姿勢に違いはないと考えています。

ただし、展開している各種事業との関連から、目標実現のための個々具体的な方法論まで言及されているものと推測します。



住宅リフォーム助成制度

について

■質問■

今年三月の定例会で、この住宅リフォーム助成制度の導入を要望しましたが、町長は住民相互の間で不公平感の残る制度と答弁していますが、今でもそう考えているか。

また道内でも全国平均を上回る二十六自治体が実施して、様々な工夫をこらし青年の雇用にも好影響を与えているがどのように考えているか。

この制度の経済波及効果が実例で証明されていますが、町として町民を少し後押しすること、地元にお金が回り、町の経済を元気にするこの制度を経済対策として実施する考えはあるか。

■町長■

住宅リフォームは、所有者が自らの責任において行うべきものであり、これらの助成制度は、持家と借家、新築と増改築の場合に、それぞれ助成

の有無に差が生じることとなり、一定の制限を加えたにしても、住民相互の間では、不公平感の残る制度であることは変わりません。

しかしながら、長引く不況下において、この制度導入は、新たな事業展開として地域の建築工事等の増加や雇用の拡大など、一定の経済波及効果が期待できるものと認識しています。

従って、道内の先進自治体の制度導入の経過や、実施状況を検証し、町の住宅施策全般の将来展望を見据えながら、助成制度の方向性や他の事業による経済対策も含め、総合的に検討をします。

町立小中学校の

「適正配置」について

■質問■

一、不登校の生徒について、小学生・中学生の人数、その原因、その対応は。

六年間クラス替えがないと、人間関係がうまくいかない場合逃げ場がない等父母の声があります。その対応は。

二、四年間連続で行われた全国学力テストについて、学校毎の特徴と傾向、またその対策とその実施状況について。

三、学力以外での各学校の特徴は。

四、公立小中学校では、一学校十二から十八学級を適正規模としています。その根拠は。

五、先日政府は、来春から小学一年生三十五人学級、再来年から二年生も三十五人とする方針を出しましたが、二クラス

になる学年も多くあり、利点も大きく、適正配置をしなくてもよいのではないか。

六、子供の教育にとつてよい規模とはどのようなものだと考えるか。

七、学校は運動会や文化祭などを含め、地域の核としての役割があります。子育て世代ばかりではなく、地域住民の合意が欠かせないものと思われるが、どのように考えるか。

■教育長■

一、平成二十一年度の不登校児童生徒数は、小学校五名、中学校二十五名で、不登校の原因は、病気や家庭環境、友人関係などと考えられます。

学校では、家庭訪問や教育相談の実施、社会教育指導員との連携、ケース検討会議の開催など、登校に向けた取り組みを

図っています。

また、いじめの調査で、小学校でクラス替えのない学級でのいじめを確認しています。この場合は、クラス替えができない中で、個々のケースにあった適切な対応をします。

二、全国学力学習状況調査結果については、学校の序列化による混乱を招かないよう配慮するため、学校毎ではなく岩内町全体についてお答えします。

平成十九年度より毎年度実施している学力テストの平均正答率は、全道は全国に比べて低い状況にあり、岩内町も全道と同様の位置にあります。

各学校では結果分析を行い、対策を講じるための改善プランを作成し、学校便りでの保護者周知や家庭、地域との連携による学力向上に努めます。

三、学力以外の特徴では、テレビやDVDを見る時間、ゲームをする時間が長い傾向にあります。

また、家庭学習をしない割合が全国・全道に比べて高く、読書の時間が少ないなど、生活リズムと学習習慣の課題が多いと考えます。

四、小学校は、学校教育法施行規則第十四条により「小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない」となっています。

また、北海道教育委員会が示した、「標準的な学校規模の考え方」の学級数は、小学校が十二から十八学級、中学校が九から十八学級となっています。

五、文部科学省は、平成二十三年度より新一年生を三十五人学級とする計画案を策定しましたが、現状では一年生のみ三十五人学級が実施される見込みです。

ここ数年の出生数が年百人前後で、入学までに一割程度が減少するため、三十五人学級が導入されても平成二十六年には全ての小学校で新一年生が一クラスになると推計されます。

よって、三十五人学級の導入は一時的な利点はあるが、中長期的な効果は薄いと考えています。

六、どの程度の学校規模が適正であるかは、決定的な理論的根拠は存在しない状況にあります。

よって、学習、生活面と教育指導面などのメリット・デメリットや地理的な面など、その町にあった規模を行政・保護者・地域が共通理解することによって決定することが重要です。

七、学校は教育施設のほか、地域コミュニティの核施設として地域などと密接なかわりをもっています。

よって、学校適正配置については、全ての町民を対象とした懇談会を十二月十四、十五日に開催しました。

また、意見募集も広報や防災行政無線などで周知を図っています。

■再質問■

一、全国学力テストを踏まえての学力改善プランは。

二、学校の適正配置では、これ以後は審査会や検討委員会を設置し、各方面の代表者での慎重な議論を重ね、迅速な結論を出すべきではありません。

教育長は、平成二十三年度の方針に出すとの考えですが急ぐ理由は。

■教育長■

一、改善プランは、全国学力学習状況調査結果を基に各学校が作成し、学力向上、学習習慣や生活リズムの課題解決に向け、具体的に取り組む指針であります。

二、岩内町の教育環境の変化が極めて大きいことから、平成二十年度より検討を進めており、今後もこの状況が続くため、適正配置の共通理解が図られるよう努めます。

■再々質問■

一、全国学力テストの町としての改善プランはどのようなものか。

二、現状のままの状況が続くことが岩内町の子供たちの教育環境にとって良好なことであるのかとの判断から、適正配置との答弁ですが、それは、現状の教育環境の何処に問題があると考えているか。

■教育長■

一、各学校が作成した改善プランが適正に実行できるよう努めます。

二、今後の学級編成で一学年一学級となるため学習面、生活面、学校経営面等に影響を及ぼすと認識しています。



齊藤 雅子 議員（公明党）

患者負担が軽減される

ジェネリック医薬品（後発医薬品）

の使用促進について



■質問■

一、町民の後発医薬品に対する理解度普及啓発運動の必要について町長はどのように考えているか。

二、保険証更新に併せて希望カード導入の考えがあるか。

健康保険財政の適正化を図る上で、普及啓発への取り組みは必要なことと認識しているところであり、これまでリーフレットで通知するなど、啓発に努めてきました。

しかし一方では、物質の特許が切れたとしても、薬の溶け方などを考慮した添加物を加える製法特許と、錠剤の表面に特殊なコーティングなどをする製造特許もあり、同じ成分を使用できても、他の特許が使用できなければ、効果に違いを生ずるなど、必ずしも同じ医薬品であるとは言えないとの意見もあり、これまで大きな事故の報告例はないものの、副作用の危険性についても懸念されています。

町といたしましても、自己負担額の軽減や国民

したがって、ジェネリック医薬品にかかわる啓発については、今後とも取り組みを継続・実施します。

二、希望カード等の積極的な使用の推進については、慎重に検討します。

■再質問■

薬剤師さんは現在ほとんどの病院で後発医薬品を勧めています。医師の話では国が承認し推進しており効果も先発医薬品と変わらず安全であること、本州の自治体では医療費削減効果が顕著にあらわれていること、また、利用している方からは、薬代が半分になったとの話を伺っております。世界保健機関（WHO）は

■質問■

高齢者や障害者が救急で医療機関にいく場合や災害時などに駆けつけた救急隊の迅速な対応に役立つものとして救急医療情報キットがあります。これは、かかりつけの病院、服用している薬、持病、緊急連絡先、診療券や健康保険証のコピー等、緊急時に必要な情報を筒状の容器に入れ冷蔵庫などに保管して緊急時の救命活動に活用を図るシステムで、正しい情報が瞬時に把握できる確な措置が行われ大切な命を守り重篤化を防ぐことが出来ると思います。

高齢者や障害者の不安を少しでも軽減し安心を与える施策としてのキットを本町でも推進して頂

救急医療情報キットの

推進について

きたいと思いますが、見解をお伺いします。

■町長■

平成二十年より東京都港区が全国に先駆けて始めた救急医療情報キット事業は徐々にその広がりをみせており、当町の老人クラブの一部においても既に導入され、また、一人暮らしの高齢者人口が増えている中、自治会、町内会自ら導入しようとする動きもあるところで

このキットは、秒単位の差が生死を分けること

もある救急医療の現場において、初動行為のいかんにより、大きく貢献するものであると考えておりますが、取扱い次第では犯罪につながるケース

HTLV-Ⅰ

(ヒトT細胞白血病ウイルスⅠ型)

について

も報告されており、今後、導入にあたっては、消防等、関係機関との間でシステムに関するルールの確認や個人情報の取り扱いなどを十分協議していかなければならないものと考えます。

いずれにしても、救急医療情報キットの有用性は十分認識しているところであり、町として検討するとともに、町内会・自治会及び老人クラブ等の取り組みに対し支援できると、併せて検討します。

■質問■

一、HTLV-Ⅰの抗体検査における公費負担額は本町として、どの位の予算計上が必要か。

二、妊婦健診時のHTLV-Ⅰ抗体検査を本町も二十一、二十二年度と公費で検査が行われているが、国の公費負担が終わっても本町として二十三年以降も公費負担の継続をすべきと考えるが。

三、一般の分への周知徹底、情報提供、リーフレットの作成、配布等の実施については。

■町長■

一、北海道と医療機関との協定による単価表では八百五十円となっており、今年度の妊娠届出を概ね百二十件として見込み、十万二千円程度になるものと考えます。

二、国においても妊婦健康診査支援基金の期間延長等について検討されているところであり、平成二十三年以降の助成の継続化については、国、道の動向を見極めながら、総合的に判断した上で前向きに検討します。

三、本ウイルスが原因となる成人T細胞白血病は潜伏期間が四十から六十年と言われ、十分な解明がなされていない病気で、現在のところ母子感染予防が主な対策として位置づけられています。

こうした状況のもと、町としてはウイルス感染を告知された母親の心理的負担及び社会的サポート、さらには一般の方々、とりわけ若い年齢層の女性に与える不安感について、十分配慮しなければならぬものと考えます。

また、国においては本年九月に特命チームが設置され、情報提供の手法あるいは母子感染予防指導マニュアル、カウンセリングのガイドライン等についても検討を加える作業に着手します。

したがって、町としてもこうした国・道の情勢

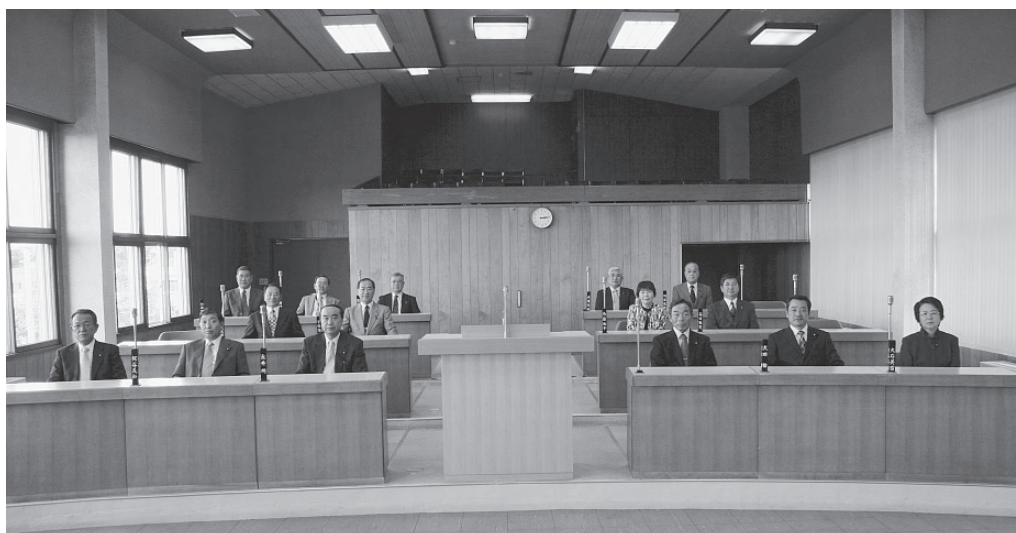
も見据えた中で参考とさせて頂き、今後の周知方法などについて十分配慮し検討します。



第63回岩内町成人式

議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、当日の朝の
防災無線でお知らせします。
手続きは、受付名簿に名前・住所・年齢を
記入するだけです。



平成23年 岩内消防出初式

審議した意見書

○地方経済の活性化策を求める意見書

○脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書

○米価下落に歯止めをかける対策を求める意見書

○免税軽油制度の存続を求める意見書

○介護保険への国庫負担を増やし、安心できる介護保険制度の実現を求める意見書

全ての意見書を関係省庁に送付しました。

一般質問の全文は、町のホームページ内「議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式HP : <http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/>

編集後記

「議会だより百十一号」をお届けいたします。第四回定例会での一般質問を中心に編集しました。ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解いただきたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴してください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりしますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、一般質問の全文を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

昨年末から、議会だよりの表紙は岩内岳の雄姿にしようと決めていましたが、毎日の雪で、シャッターチャンスがなく、少し曇った岩内岳になってしまいました。

でも雪のおかげで、いわない国際スキー場は、たくさんの方のスキーヤー・スノーボーダーが訪れています。

二月には、かまくらカフェ・チョッカリ大会など冬のイベント等が開催されます。

冬のひとときを、スキー場で過ごしてみませんか。

なお、議会だよりで使わせていただきました写真は、ご希望があれば差し上げますので、お気軽にご連絡してください。

(議会運営委員会)